



3文ス第1942号
令和4年2月21日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

2月18日に開催された「第119回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり標記対策の改定が決定されました。（別紙参照）

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

記

<まん延防止等重点措置の延長>

- (1) 対象地域：県全域
- (2) 延長期間：令和4年3月6日（日）まで

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第14191号
令和4年2月18日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長 〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

本県では、先月30日に全域に「非常事態宣言」を発出するとともに、「まん延防止等重点措置」の区域を県全域に拡大した後、新規陽性者数は減少傾向が見られ始めてきたものの、今週も一日平均で370人の新規陽性者数が確認されており、県内全域で感染が広がっている状況が続いています。

また、学校や児童施設に加え、高齢者施設や病院等におけるクラスターの発生が相次いでいることに伴い、中等症や基礎疾患のある方等の入院が増加し、医療提供体制の負荷を示す「病床使用率」がレベル3（50%以上）に達するなど、感染状況を示す各種指標は依然高い水準で推移しています。

この傾向が継続した場合、医療提供体制が危機的状況に陥るとともに、社会機能の維持も困難となるおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、本日開催した「第119回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、「まん延防止等重点措置」等の実施期間の延長を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

記

<まん延防止等重点措置の延長>

- (1) 対象地域：県全域
- (2) 延長期間：令和4年3月6日（日）まで

事務担当 総括班 感染拡大防止対策チーム
電話（総括班）024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp